



2023年6月30日

各 位

会社名 東テク株式会社
代表者名 代表取締役社長 長尾 克己
(コード番号：9960)
問合せ先 執行役員財務経理本部長 金井 俊和
(TEL：03-6632-7003)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2023年6月30日付で、関東財務局に提出いたしました2023年3月期（第68期）の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2023年5月10日付「特別調査委員会の設置及び2023年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、当社子会社である東テク電気株式会社（以下、東テク電気という）の特定の従業員と取引先との間で実体の伴わない仕入取引が行われている可能性を認識するに至り、特別調査委員会を設置し、調査を進め、2023年6月29日に特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。特別調査委員会の調査の結果、東テク電気において架空取引（実体の伴わない仕入取引）による不適切な取引が過去に渡って行われていたことが判明いたしました。

これらの調査の結果、以下に掲げる、東テク電気の仕入取引に関する業務処理統制及び当社の全社的な内部統制に不備があると判断いたしました。

- (1) 東テク電気において、不正行為の原因となる、一連の仕入取引（業者選定、価格決定、発注、検収）を一人で行えることを可能とさせていたこと
- (2) 当社の全社統制上のリスクの評価において、財務報告の作成に影響を及ぼすリスクの識別に不足があったため、権限と責任の所在が不明確な東テク電気管理体制を継続していたこと
- (3) 当社のモニタリングの実施において、日常的モニタリングの有効性の識別に不足があったため、独立的評価の範囲と頻度が適切でなかったこと

2. 連結会計年度の末日までには是正できなかった理由

開示すべき重要な不備が連結会計年度の末日までには是正されなかった理由は、事案発生を認識したのが2023年4月25日であり、特別調査委員会による調査報告書の受領が2023年6月29日であったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、特別調査委員会の提言を踏まえ、再発防止に向けて以下の改善策を徹底し内部統制の改善を図って参ります。これらの再発防止策により、翌事業年度においては、適切な財務報告の信頼性を確保する方針です。

(1) 業務処理統制上の不備の是正を始めとした東テク電工の管理体制の改善については、当社が主導して以下の項目について取り組みます。

- ・ 相互牽制や機能分掌を明確とした業務の見直しと手順の文書化、標準化

(2) 東テク電工及び他の子会社に対する管理体制の強化に向けて、権限と責任の所在明確化を行うべく、当社において以下の項目について取り組みます。

- ・ 関係会社管理部の役割明確化と、東テク電工及び他の子会社への指導監督の強化
- ・ 一定役職者以上の人材について人材交流の段階的な促進

(3) 適切に行えていなかった内部監査について、より有効性の高まる方法へ見直すべく、当社において以下の項目について取り組みます。

- ・ 管理監督者との対話を通じた会社運営の実態確認を行うなど、書面確認を主としてきた内部監査方法の見直し

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て連結財務諸表に反映しております。

5. 財務諸表及び連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上